

## 第5章 計画の実行

### 基本目標1 お互いを認め合う社会づくり

#### 基本施策1 人権の尊重と男女平等・男女共同参画の意識づくり

##### 将来の姿

本町の全ての人がお互いを認め尊重する意識を持ち、誰もが性別によって差別されることなく、自分らしく安心して暮らすことのできるまちを目指します。

##### 現状と課題

男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされており、性別に関わりなく一人ひとりが尊重され、個人の能力を十分に発揮することができる社会のことを示します。こうした男女共同参画社会の実現のためには、改めてその前提となる人権や男女平等に対する意識の醸成と、誰もが社会に参画できる仕組みづくりが求められています。

こうした中、本町では、「家庭生活」、「自治会などの地域の場合」、「社会全体」において男性優遇と住民が感じている傾向があり、男女間では「社会全体」、「法律や制度上」、「社会通念・慣習・しきたり」で意識の差が見られます。慣習的な男女差別や不平等に対する意見があがっていることなどからも、課題は多く存在しています。

それらを踏まえ、周知・啓発と意識の醸成、男女平等・男女共同参画社会実現のための体制づくりを推進し、住民が自分らしく安心して暮らすことのできるまちを目指します。

#### 各分野における「男性が優遇されている」と回答した人の割合(再掲)

(%)

	女性	男性	男女差
社会全体	75.8	56.1	19.7
法律や制度上	42.1	27.2	14.9
社会通念・慣習・しきたりなど	80.0	65.8	14.2
職場（仕事の場合）	47.6	35.1	12.5
自治会などの地域活動の場合	46.9	35.9	11.0
学校教育の場合	19.3	9.6	9.7
政治の場合	75.1	67.5	7.6
家庭生活	55.9	50.8	5.1

出典：久万高原町「男女共同参画推進計画」の策定に関するアンケート 2020(令和2)年

施策	内容	担当課
アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）に関する啓発	個人の過去の経験、取り巻く環境や性別、年齢、人種などを根拠として、無意識に持ってしまう偏見や固定観念、差別的な考え方を意味する「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）」についての積極的な啓発を行います。	総務課 住民課 教育委員会

## 2 男女平等・男女共同参画の理解促進

男女平等・男女共同参画を推進するため、広報やホームページ、イベントを通じて啓発活動を行います。また、町職員自らが男女平等・男女共同参画社会の実現を率先する役割を担うために庁内での研修を行い、住民と協働してお互いを認め合う社会づくりを推進します。

施策	内容	担当課
男女平等・男女共同参画に関する啓発活動の推進	男女平等・男女共同参画社会について正しく理解できるように、広報紙やホームページなどを通じ、広く住民に周知するとともに、講座等を活用して啓発活動を進めます。	総務課
固定的な性別役割分担を見直すための啓発活動の推進	制度や慣習などの中に無意識に存在する、性別による不必要な差別や固定的な役割分担を見直すため、その趣旨や、女性のみならず、男性にとっても生きやすい社会についての啓発活動を進めます。	総務課
町職員の男女平等・男女共同参画に関する意識の向上	住民との協働による男女平等・男女共同参画社会の形成を進めるため、町職員に対して男女平等・男女共同参画に関する研修等を実施し、理解を深めます。	総務課

## 基本施策2 学習の場における男女平等・男女共同参画の意識づくり

### 将来の姿

これからの時代を担う子ども達を育み、子ども達が自ら男女平等・男女共同参画の実現に率先して取り組むまちを目指します。

### 現状と課題

男女平等・男女共同参画社会の実現において、住民の意識や価値観が地域全体の空気感や体制に強い影響を与えることを踏まえ、住民一人ひとりの意識醸成が求められています。

学校や家庭、地域などを通じて、次代を担う子ども達に対して早期から教育を行うことで、将来における男女平等・男女共同参画社会の実現に近づきます。また、近年では、外国人やセクシュアル・マイノリティ(LGBTQ)といった、従来あまり意識されていなかった多様な価値観を持つ人たちへの社会的対応が課題とされており、そういった人たちの状況を改善するための第一歩として、多様な価値観を持った人たちを取り巻く周りの環境に対して意識の醸成や相互理解の促進が求められています。

こうした中、本町では、固定的な性別役割分担意識について、若年層ほど否定的な意見を挙げるとされていますが、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」、「『男は男らしく、女は女らしく』あるべきだ」の項目では大人より若年層の回答割合が高くなっています。また、セクシュアル・マイノリティ(LGBTQ)に対しては中・高生の方が大人より理解を示しています。

それらを踏まえ、子ども達一人ひとりの個性、能力、主体性を尊重する教育の推進と、社会を構成する多様な価値観に触れる機会を作ることで、より一層子ども達の意識を育むまちを目指します。

各分野における「賛成」の回答率(大人との比較)

	中・高生	大人	大人との差
夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ	32.3	23.9	8.4
「男は男らしく、女は女らしく」あるべきだ	37.5	36.6	0.9
結婚は個人の自由であり、してもしなくてもよい	90.7	84.2	6.5
結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない	91.7	75.7	16.0
女性は男性に従うべきだ	6.3	7.0	-0.7

出典:久万高原町「男女共同参画推進計画」の策定に関するアンケート 2020(令和2)年

## KPI(重要業績評価指標)

評価項目		現状	目標	確認時期
自分にはよいところがある (全国学力・学習状況調査) (2019(令和元)年)	小学生	72.5%	81.2%	各年
	中学生	82.7%	維持	各年

## 施策の方向

### 1 男女平等・男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進

教育を通じて男女平等・男女共同参画を推進します。特に進路指導や職場体験のような将来の具体的な場面を想定し、子どもたちの個性、能力、主体性を養います。

施策	内容	担当課
教育・保育施設や学校などでの男女平等・男女共同参画に関する教育の推進	教育・保育施設、小・中学校における授業等を通して、人権尊重や男女平等、命の大切さ、相互理解と協力などの学習を進め、子どもの頃から男女共同参画についての意識の醸成を進めます。	保健福祉課 教育委員会
一人ひとりを大切に した進路指導の充実	進路指導や職業体験による就業への意識づくりなどにおいて、性別に関わらず、子ども達一人ひとりの個性や能力、主体的な選択を可能にできるよう、指導の充実に努めます。	教育委員会
教育関係者の男女平等・男女共同参画に関する意識の向上	男女平等・男女共同参画の視点に立った教育を行えるよう、町内の保育・教育関係者に対する研修の充実に努めます。	保健福祉課 教育委員会

## 2 多様な社会教育機会の充実

人や社会の多様性を理解するため、教育に多様な人や団体が関わる体制づくりを推進します。特に近年の潮流でもある国際理解やセクシュアル・マイノリティ(LGBTQ)に関する教育の充実を図り、社会教育の機会の確保や情報の啓発に努めます。

施策	内容	担当課
多様な学習機会の確保	久万高原町教育行政要覧に基づき、幅広い世代が生涯にわたり学び続けることができるよう、多様な学習機会の場を確保し、互いに支え合う地域・人づくりを目指します。	教育委員会
国際的な感覚の醸成	住民の国際的な感覚を育むとともに、相互理解を深められるよう、外国の文化や習慣などを紹介し国際理解を促進します。また、外国の男女平等や男女共同参画の問題などについて理解を深める機会の確保に努めます。	教育委員会
セクシュアル・マイノリティ(LGBTQ)に関する啓発	誰もが個人の性自認・性的指向などによって差別されることがないように、周知・啓発を行います。	住民課 教育委員会

## 基本目標2 誰もが活躍できる社会づくり

### 基本施策3 誰もが活躍できる基盤づくり

#### 将来の姿

本町の誰もが性別や年齢に関係なく、あらゆる分野で分け隔てなく活躍できるまちを目指します。

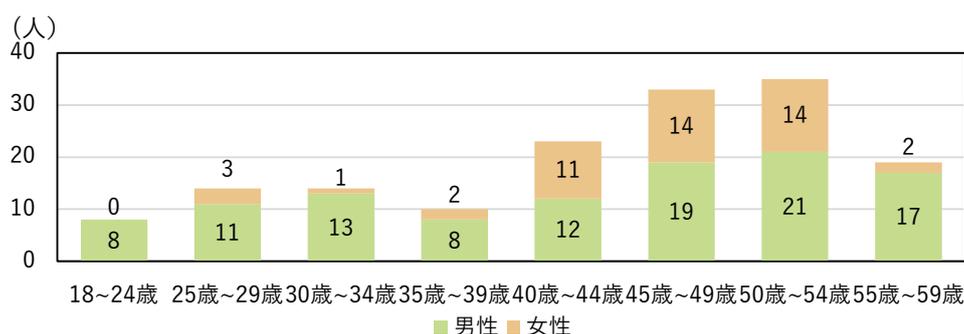
#### 現状と課題

国連によって掲げられている世界人権宣言では、あらゆる生活領域において、女性のエンパワーメント及び自立並びに社会的、経済的、政治的地位の向上が不可欠とされており、個人的なレベルから公的なものまで社会の多くのレベルで、女性と男性が平等に意思決定に参加する必要があるとされています。日本においては、男性より女性の有権者が多いにもかかわらず、公職の候補者となる女性は依然として不足しています。背景として伝統的な政治構造の運営型式が要因とされ、旧来的で差別的な態度や慣行などから、女性の社会参画を阻む要因は、今なお多く存在しています。また、性別のみならず年齢などによる差別も課題とされており、女性や若者が広く活躍できる体制が求められています。

こうした中、アンケートによると、本町では、意思決定や政治の場において男性が優遇されていると回答した人が多く、意思決定の場で女性の意見が取り入れられていないという意見も挙げられています。役場においても一般行政職に占める女性の割合は 30.1%、また、特に若手女性職員が少ないなど、年代や性別に偏りがあります。

それらを踏まえ、様々な意思決定の場に女性や若者の意見を取り入れるため、町政への関心の促進や実行体制づくり、女性や若者等の人材育成を行い、性別や年齢に関係なく、誰もが活躍できるまちを目指します。

役場の一般職行政職年齢別構成



役場の一般職行政職の女性職員数比率

		2018年 (平成30年)	2019年 (令和1年)	2020年 (令和2年)
役場	職員数(人)	156	156	156
	うち女性職員数(人)	49	49	47
	比率(%)	31.4	31.4	30.1

出典：総務省「地方公共団体定員管理調査」各年4月

## KPI(重要業績評価指標)

評価項目	現状	目標	確認時期
町の政策に女性意見が反映されていると感じる率 (2020(令和2)年)	45.4%	増加	2025年
町の審議会等委員への女性の登用 (2020(令和2)年)	23.4%	30.0%	各年
役場の女性管理職数(課長相当職(一般行政職)) (2020(令和2)年)	7.7%	23.0%	各年
役場の女性管理職数(課長補佐相当職(一般行政職)) (2020(令和2)年)	17.2%	25.0%	各年

## 施策の方向

### 1 町政での女性・若者活躍の促進

誰もが活躍できるよう、女性や若者が町政に関心を持ち、町づくりに積極的に参画し、登用される環境づくりを推進します。

施策	内容	担当課
女性や若者の町政への関心の喚起	女性や若者が町政やまちづくり等への関心を高められるよう、住民にわかりやすい町政の推進に努めるとともに、町の方針決定や施策立案の場である審議会等委員の選出において、女性や若者の登用を推進します。	全課
町政への参画の促進	町の方針決定や施策立案の場である審議会等委員の選出において、一般住民から委員を募集し町政への住民参画を進めるとともに、一般住民が町政に対して気軽に意見提案などが行える体制やその活用について検討します。	全課
女性や若者の人材の把握と活用	女性や若者の参画を進めるため、女性や若者の人材の把握と活用を促進します。併せて、女性団体の把握に努め相互交流や連携を支援します。	総務課
女性職員の管理職への登用推進及び育成	町職員が率先して男女共同参画を進めていくためにも、職員の意識を高めるとともに、女性や若手職員の人材育成や管理職への女性職員の登用を推進します。	総務課
意思決定者の意識醸成	役場の既存の体制や慣習等の見直しを行い、特に体制や慣習改善への影響が大きい、意思決定者の意識を醸成することで、男女平等・男女共同参画社会の実現に向けて推進します。	総務課

## 2 地域・民間での多様な人材育成支援

女性や若者等をはじめとして、多様な人材の育成支援を推進します。人材を把握し、各種講座を通じた啓発と研修を通じて育成された人材が、地域活性化の担い手として活躍できるよう支援を行います。

施策	内容	担当課
各種講座等への参加	男女共同参画に関する知識を身につけ、地域で男女共同参画を推進していけるよう、女性や若者等の講座等への参加を促進します。	総務課
民間における女性や若者の参画拡大及び人材育成	民間における女性や若者等の人材を把握し、地域活性化の担い手として、意欲的に参加する個人や団体に対し支援を行います。	総務課 まちづくり営業課

## 基本施策4 働く場における男女平等・男女共同参画の促進

### 将来の姿

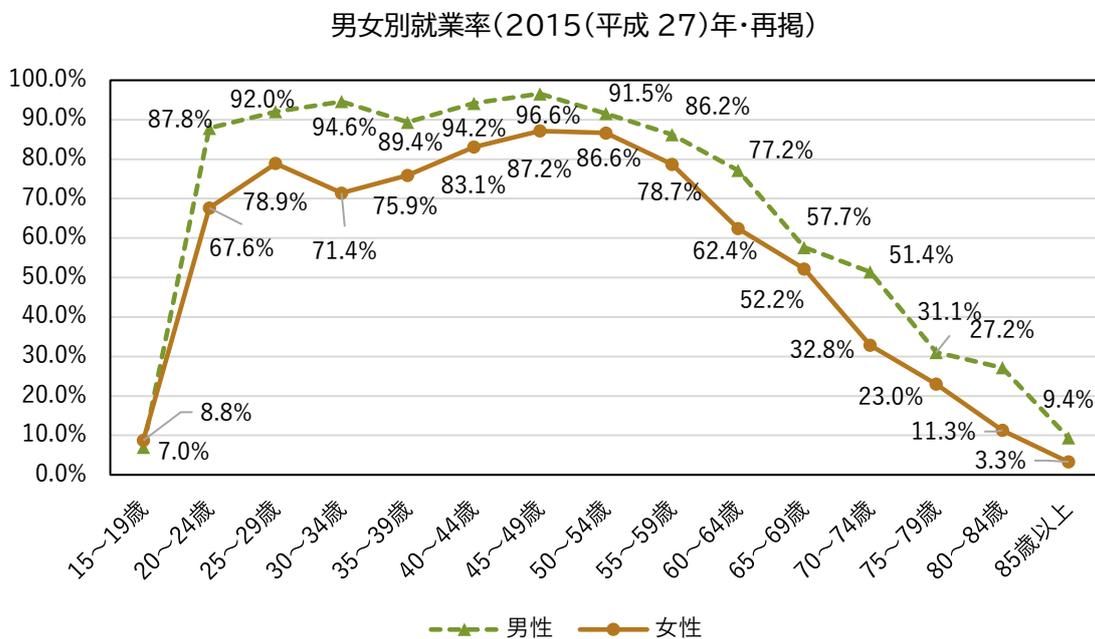
女性や若者をはじめとした全ての人が、分け隔てなく社会に参画し、平等に働けるまちを目指します。

### 現状と課題

日本では、1986(昭和 61)年に男女雇用機会均等法が施行されて以来、企業の事業主が募集・採用や配置・昇進・福利厚生、定年・退職・解雇にあたり、性別を理由にした差別を禁止すると定められています。また、近年の少子高齢化に伴い、様々な分野で労働力不足の改善を見込まれ、今まで有効活用されていなかった潜在的な労働力として女性が着目されており、女性活躍は国の政策における重要テーマとなっています。そのため、女性活躍の妨げになる要因の解消を目的とした、女性の採用、昇進時における男女間での不平等の解消や積極的な登用、性別による固定的役割の改善、職業生活と家庭生活との両立等が課題としてあげられています。

こうした中、本町では、女性の就業率においていわゆる M 字カーブと言われる、25～39 歳にかけて落ち込む傾向があり、男女の雇用機会均等とワーク・ライフ・バランスの観点(基本施策5)から改善が必要とされています。

それらを踏まえ、ポジティブ・アクション(積極的改善)といわれる体制改善の推進や、農業委員会等をはじめとした農林業の中での男女共同参画を推進し、誰もが平等に働けるまちを目指します。



出典:国勢調査(2015(平成 27)年)

## KPI(重要業績評価指標)

評価項目		現状	目標	確認時期
女性の就業率 (2015(平成 27)年)	25～29 歳	78.9%	80.5%	2020 年
	30～34 歳	71.4%	80.6%	2020 年
	35～39 歳	75.9%	85.0%	2020 年
町採用試験の受験者の女性割合 (2020(令和2)年)	一般行政職	19.0%	増加	各年
農業委員に占める女性の割合 (2020(令和2)年)		0 人	増加	任期ごと

## 施策の方向

### 1 誰もが働きやすい職場環境整備と定着できる雇用の場の確保

女性や若者等をはじめとして、多様な人材が活躍できるよう、民間と行政が連携しながら雇用の機会均等と待遇の確保を図ります。

施策	内容	担当課
男女平等・男女共同参画を進める事業所の実践例などの情報提供	男女平等・男女共同参画を進める県内の事業所の実践例など、県や市町との連携により情報提供を進めます。	総務課
ポジティブ・アクション(積極的改善)の啓発と推進	男女間での職種・役職の偏りなどの事実上の差を解消するため、企業が行う自主的かつ積極的な取組の啓発と推進を行います。	総務課
事業主に対する労働関係法令や制度の啓発	事業主を対象に、男女格差を解消する雇用管理上の義務や職場慣行の見直しなどについて、国・県等関係機関との連携による啓発を行います。	まちづくり営業課
若者の働く場の確保	若者が地域に定着できるよう、地域雇用の創出や地元企業等との連携により働く場を確保します。また、若年層のU・Iターン者への就労の場の紹介や移住支援に努めます。	農業戦略課 林業戦略課 ふるさと創生課 まちづくり営業課
起業・創業支援、新産業の創出	久万高原町中小企業振興計画に基づき、質の高いベンチャーを数多く創出するため、効果的に潜在的起業家を掘り起こしする町の起業・創業支援の制度を整え、情報発信に努めるとともに、県内の支援機関などにつなげていく取組や産学公ネットワークの活用による事業連携を促進します。	まちづくり営業課

施策	内容	担当課
フレキシブルな人材の確保・育成	久万高原町中小企業振興計画に基づき、多様な人材の確保・育成のため、関係機関と連携した取組を進めます。	まちづくり営業課

## 2 農林業における男女平等・男女共同参画の促進

農業委員会等への参画、経営支援を含めた農林業における男女平等・男女共同参画を民間と行政が連携しながら促進します。また、人材育成や相談体制等のバックアップ体制を整備します。

施策	内容	担当課
農林業経営における女性の参画拡大	農林業経営等の政策・方針決定過程への女性や若者の参画を進めることで、女性や若者が働きやすい環境整備や就業支援体制づくりにつなげます。また、そのために関係機関等との連携に努めます。	農業戦略課 林業戦略課 農業委員会
女性認定農業者の育成	意欲と能力のある農業の担い手の育成・確保を図るため、共同経営している女性も認定農業者として経営に参画することができる認定農業者制度の周知と、認定の支援を行います。	農業戦略課
農林業における女性の活躍支援	農林業経営等をはじめ6次産業化等の担い手として、地域資源を活用した女性や若者の取組を支援します。また、関係機関や団体と連携しネットワークづくりと相談支援体制の充実を図ります。	農業戦略課 林業戦略課
女性・若者の農林業者の育成	女性や若者の人材育成のための先進地研修・各種農林業技術取得研修などの活動や後継者等の交流活動等を支援します。	農業戦略課 林業戦略課

## 基本施策5 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

### 将来の姿

誰もが、自分自身のライフスタイルを持ち、自分の望む働き方・生き方ができるまちを目指します。

### 現状と課題

働き方改革以来、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)への関心が高まっており、「仕事」と「仕事以外の生活(育児や介護、趣味、学習、地域活動等)」の両方を充実させる働き方・生き方の実現が求められています。ワーク・ライフ・バランスの推進においては、女性は仕事に加えて家事・育児・介護などが重い負担となる傾向を踏まえ、各種サービスによる支援や男性の家事・育児・介護参加が不可欠です。

また、近年は、勤続年数を重視しがちで年功的な処遇や、長時間勤務、転勤が当然とされるなどの「男性中心型労働慣行」も課題とされており、男性中心の働き方等を前提とする環境は、働きたい女性が思うように活躍できない背景であるとともに、男性自身にとっても仕事と、家事・育児・介護との両立を妨げる要因となっているため、見直しが必要です。

さらに、2019(令和元)年12月から新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るい、日本でもその影響が大きくありました。感染対策の一環として、学校施設等の一時的な閉鎖や在宅勤務が推進されたことにより生活の比重が家庭に偏り、弊害として家事等の負担が増大するなどの変化がありました。一方、テレワークのような新たな働き方が広く受け入れられたことによって、個人に合った働き方の実現にも近づいています。

こうした中、本町では、特に男性の育児・介護休業取得率が低くなっており、取得率向上が求められています。

それらを踏まえ、労働時間の短縮や育児・介護休業取得の推進、家庭の負担を減らす育児・介護サービスの拡充を通じて、ワーク・ライフ・バランスを実現する体制づくりに努め、誰もが自分に合った働き方ができるまちを目指します。

町内事業所における育児・介護休業取得の実績

(%)

(33人)	育児休業		介護休業	
	取得した 職員がいる	取得した 職員はいない	取得した 職員がいる	取得した 職員はいない
女性	35.5	64.5	13.8	86.2
男性	10.3	89.7	0.0	100.0

出典:久万高原町「男女共同参画推進計画」の策定に関するアンケート 2020(令和2)年

## KPI(重要業績評価指標)

評価項目	現状	目標	確認時期
町職員の育児休業取得率 (2019(令和元)年度)	女性:100.0% 男性:14.3%	女性:維持 男性:増加	各年
待機児童 (2019(令和元)年度)	0人	維持	各年

## 施策の方向

### 1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進と実現

誰もが望む働き方・生き方を選択できるよう、ワーク・ライフ・バランスの理解促進に努めます。また、家庭と職場での啓発や男性中心型労働慣行の是正を通じて、その実現を目指します。

施策	内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	住民一人ひとりがそれぞれのライフステージに合わせて、自身が望む働き方や生き方を選択できる社会の実現のため、ワーク・ライフ・バランスの理解促進に努めます。また、家庭・職場（学校）・地域において普及に努めます。	総務課
男性中心型労働慣行の是正	長時間労働や転勤が当然とされている、男性中心の働き方を前提とする労働慣行の是正を推進し、男女共にワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりを目指します。 また、町役場においても業務改善やノー残業デーの実施などによりワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を実践します。	総務課 まちづくり営業課
男性の家事参加推進	男性の家事参加を推進することで、性別に関わらず仕事と、家事・育児・介護との両立を図ります。また、家事・育児・介護の知識や技術習得のための講座等を開催します。	総務課 保健福祉課 教育委員会

## 2 仕事と家事・子育て・介護の両立への支援

誰もが仕事と家事・子育て・介護の両立ができるよう、民間と行政と地域がそれぞれ連携し、家庭を支援する体制を整備していきます。

施策	内容	担当課
幼児教育・保育及び放課後の子どもの居場所の確保	久万高原町子ども・子育て支援事業計画に基づき、必要な幼児教育・保育や放課後の子どもの居場所の確保に努めます。また、保護者の働き方が多様化しているため、ニーズに合った事業の検討を行います。	保健福祉課 教育委員会
地域での子育て支援の推進	多様化する働き方に伴い、学校・家庭だけでなく地域における子育てへのサポートが求められています。久万高原町子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域で育む体制づくりに努めます。	保健福祉課 教育委員会
仕事と介護の両立支援	介護離職の予防や両立支援策について検討します。また、事業所等に対し、介護休暇制度の導入等について啓発に努めます。	総務課 保健福祉課

## 基本目標3 誰もが安心して健やかに暮らせる社会づくり

### 基本施策6 あらゆる暴力を根絶する社会づくり

#### 将来の姿

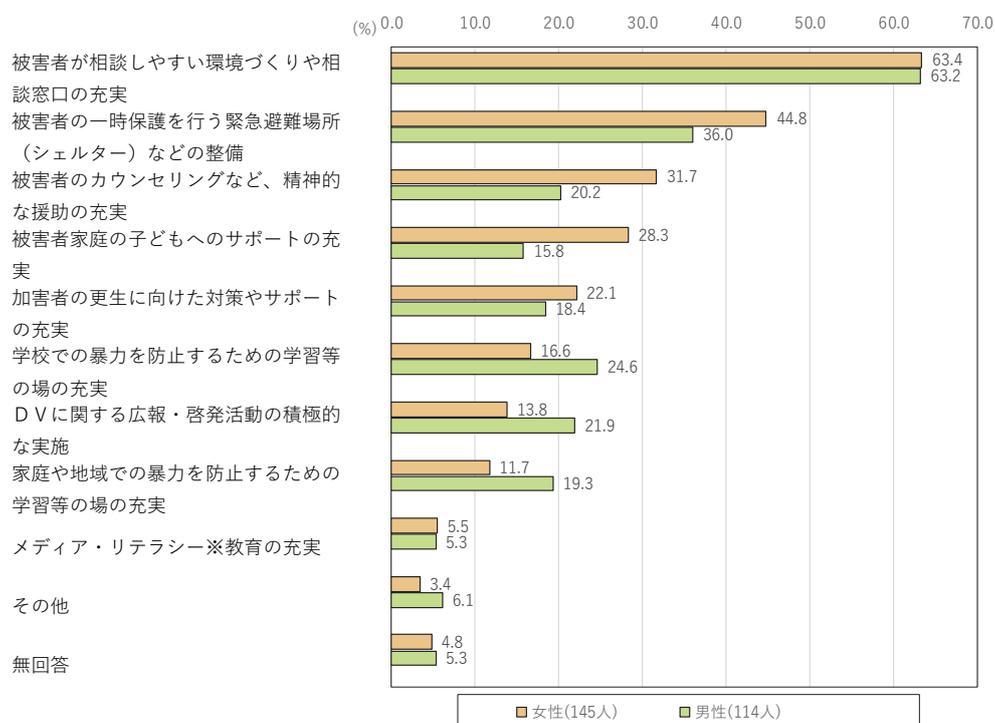
あらゆる暴力を根絶し、誰もが人権を侵害されることなく安全に暮らすことのできるまちを目指します。

#### 現状と課題

暴力は性別に関わらず重篤な人権侵害であり、特に DV・デートDVともいわれる配偶者間や恋人間における暴力は今なお多く発生しています。暴力は、身体的暴力や精神的暴力、性的暴力に加え、経済的暴力、社会的隔離など多岐にわたりますが、その内容や程度の如何に関わらず、被害者が暴力を受けたと感じた時点で暴力となりえます。そのことを今一度確認し、誰もが加害者・被害者となることがないように、早期発見・早期対応の体制づくりや、抑止に向けた啓発活動が求められています。

本町では、DVの被害を受けたことがあると答えた女性は 10.0%、男性は 4.6%となっています。それらを踏まえ、セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為、買春などの人権侵害、インターネットやSNSを使ったストーカーやリベンジ・ポルノといった犯罪、児童虐待や高齢者虐待など、あらゆる暴力を防止するための意識啓発を図るとともに、DV・デートDV、虐待等様々な暴力の被害者に対する相談や支援を拡充することで暴力を根絶し、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。

DVの対策のために必要な取組



出典:久万高原町「男女共同参画推進計画」の策定に関するアンケート 2020(令和2)年

## KPI(重要業績評価指標)

評価項目	現状	目標	確認時期
DV・デートDVを誰にも相談しなかった人 (2020(令和2)年)	23.5%	減少	2025年
暴力を受けた際の「町の相談窓口」の周知度 (2020(令和2)年)	46.5%	増加	2025年

## 施策の方向

### 1 暴力や虐待を許さない社会の実現

誰もが暴力や虐待に遭うことがないように、啓発と研修に努め、意識醸成を図ります。また、行政職員や関係機関自らがセクシュアル・ハラスメント等のない社会の実現を率先する役割を担うための啓発を図ります。

施策	内容	担当課
あらゆる暴力をなくす運動の啓発	女性のみならず誰に対してもあらゆる暴力の根絶について、その背景や趣旨を広く住民が理解できるよう、関係法令をはじめ防止のための啓発活動を進めます。	総務課 住民課 保健福祉課
住民への啓発及び意識醸成	人権学習や各研修会等において、誰もが暴力や虐待に遭うことのないよう、啓発に努め意識醸成を図ります。	住民課 保健福祉課 教育委員会
各種ハラスメント等に関する啓発	セクハラ、パワハラなどとも言われる各種ハラスメントに関して防止を徹底するため、関係機関との連携により事業者や地域団体、保育・教育関係者、町職員への啓発活動を進めます。	総務課
DV・デートDVに関する啓発	DV(配偶者間暴力)・デートDV(恋人同士などの間に起こるDV)といった人権侵害について啓発活動を行い、その根絶を目指します。	住民課

## 2 暴力や虐待へのきめ細かな相談支援体制づくり

暴力や虐待に関する相談窓口があることを周知し、万が一暴力や虐待を受けた場合、早期に対応ができるように相談体制づくりを推進します。また、被害者保護のため行政によるセーフティネットを構築します。

施策	内容	担当課
相談窓口等の周知	D V（配偶者間暴力）・デートD V（恋人同士などの間に起こるD V）や児童・高齢者・障がいのある人に対する虐待の相談窓口について様々な機会を捉え周知を進めます。	住民課 保健福祉課
D V被害に関する相談・支援体制の充実	D V被害者に対して相談窓口での適切な対応が行えるよう、県主催の研修会に参加するとともに、配偶者暴力相談支援センター等関係機関や関係団体等との連携を図り、被害者支援等対応の充実に努めます。また、D Vが起きている家庭では、児童虐待等が同時に行われている場合があるため関係機関で連携を図ります。	住民課 保健福祉課
あらゆる虐待防止の推進及び相談体制の充実	児童・高齢者・障がいのある人に対する虐待の防止に関して通告義務等の啓発を進めるとともに、地域住民や地域団体、関連機関との連携を強化し、虐待の早期発見と対応、発生の予防に努めます。また、相談や保護体制等の整備・充実に努めます。	保健福祉課

## 基本施策 7 生涯を通じた健康づくりへの支援

### 将来の姿

誰もが住み慣れた地域の中で、生涯を通じて健康に暮らし続けることのできるまちを目指します。

### 現状と課題

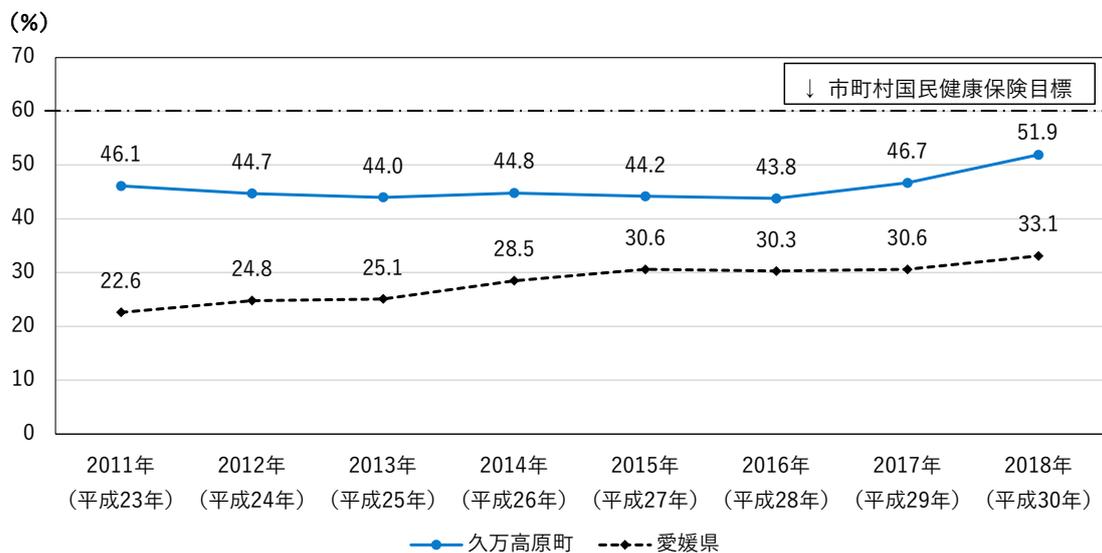
生涯を通じて心身共に健康に暮らすためには、健診等で自分自身の身体の状態を把握し、よりよい生活習慣を身につけることや、健康づくりに取り組む環境を整えることが不可欠です。

特に働きざかり世代は、糖尿病や高血圧などの生活習慣病に罹患している割合が高く、骨折や認知症、人工透析の原因になっており、国民健康保険の総医療費や介護給付費も県内で上位である実態があります。食事や運動・睡眠などの保健指導は個別支援を中心に行っていますが、関係機関の協力のもと、町内各所に出向き、こころと身体健康づくりを推進しています。

また、子どもが健やかに育つよう、妊娠・出産・子育ての知識や技術を伝え、気軽に相談ができるよう保護者とその家族を地域全体で支援する必要があります。

それらを踏まえ、ライフステージや性差に応じて健康づくりに取り組むことのできるまちを目指します。

特定健診受診率の推移



出典：国保データベースシステム 各年 11 月

## KPI(重要業績評価指標)

評価項目	現状	目標	確認時期
平均寿命 (2015(平成 27)年)	女性:86.8 歳 男性:79.9 歳	延伸	各年
平均自立期間 (2017(平成 29)年度)	女性:83.9 歳 男性:79.1 歳	延伸	各年
特定健診受診率 (2019(令和元)年)	51.1%	60%	各年

## 施策の方向

### 1 ライフステージと性差に応じた健康づくりへの支援

性別に関わらず生涯健康に暮らし続けるために、健康診査、健康教育や相談を通じて健康づくりへの支援に努めます。また、幅広い年代がスポーツをできる環境を整備し、健康寿命の延伸を図ります。

施策	内容	担当課
健康づくりへの支援	健康づくり・食育推進計画に基づき、こころとからだの健康や食による健康増進のため、関係機関と連携を図りながら健診や保健指導、健康講座、広報等をおして支援や意識啓発に努めます。	保健福祉課
こころの健康への支援	自殺対策総合計画に基づき、こころの病気の早期発見・早期支援につなげる体制づくりや、住民が自ら SOS を発信できる環境づくりに努めます。	総務課 保健福祉課 教育委員会
スポーツ環境の整備と体制づくり	誰もが住み慣れた地域で暮らし続けるために、心身の健康の維持や介護予防の観点から運動に対する意識を醸成し、幅広い年代の人がスポーツに取り組む体制・環境を検討・推進します。	教育委員会
子どもの健康と体力の向上	子ども達が心身共に健やかに成長できるよう「バランスのとれた食事や規則正しい生活リズム」などの基本的な生活習慣の定着や、体力・運動能力の向上を図ります。また、総合型地域スポーツクラブや、スポーツ少年団などの活動を通じて、体力づくりを推進します。	保健福祉課 教育委員会

施策	内容	担当課
性差医療の推進	疾病にかかる状況や死亡率などが男女で異なるなど、生涯を通じた健康の保持のため、性差に応じた的確な医療を受ける必要があり、性差医療の重要性の普及・啓発や性差を踏まえた心身の健康の保持支援、生活習慣病の予防施策を進めます。	病院事業等統括事務局

## 2 母子保健の充実

妊娠・出産・子育てとそれぞれの過程に応じて母子への支援体制を整備します。また、教育や啓発を通じて、家庭だけではなく地域や学校と連携しながら母子を取り巻く環境がより良い状態になるよう努めます。

施策	内容	担当課
切れ目のない妊産婦・乳幼児への支援	妊婦早期から出産・子育てまで切れ目のない相談支援を行います。また、必要な支援については、関係機関と連携します。	保健福祉課
子育て世代への相談体制の充実	子育て世代包括支援センターを母子の支援に関する主な窓口とし、関係機関と連携しながら早期の支援につなぐことで育児不安の軽減に努めます。	保健福祉課
健康を脅かす問題についての啓発	HIV やエイズ、その他性感染症及びその予防について正しい知識を学ぶことができるよう、啓発を進めます。	保健福祉課 教育委員会
喫煙や薬物に関する教育	喫煙や薬物乱用による人体への影響、薬物に対する正しい知識や怖さなどを学ぶことができるよう、妊娠届出、乳幼児健診や各種相談の機会を活用し、親への啓発や、学校での授業、講演会等を開催します。	保健福祉課 教育委員会

## 基本施策 8 誰もが安心できるまちづくりの推進

### 将来の姿

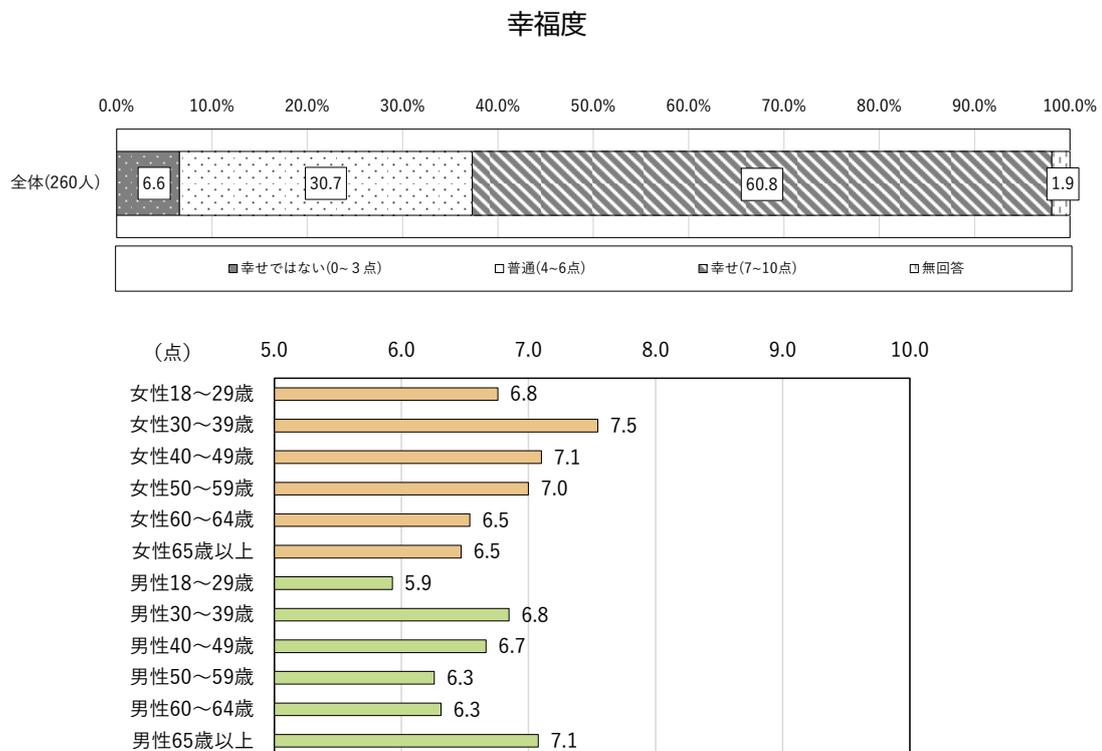
全ての人々が平等で差別されず、不利な状況に追い込まれることなく、安心して生活できるまちを目指します。

### 現状と課題

男女平等の実現という目標の先には、全ての人々が平等で差別されず、不利な状況に追い込まれることなく社会が存在し、男女という枠組みを超えたあらゆる人が安心して生活できる社会の実現が期待されています。誰もが地域の中で安心して暮らすためには、地域のあらゆる場面で様々な人が関わり合い、助け合い、そのような場面の中で、性別や年齢の影響による分け隔てなく、住民みんなで地域をつくっていくことが求められています。改めて、高齢者や障がいのある人をはじめ、ひとり親家庭や生活困窮者、外国人やセクシュアル・マイノリティ(LGBTQ)などが社会的に弱い立場に置かれていることを認識し、誰もが安心して生活することができるように、地域全体での意識の醸成と相談・対応の体制づくりが求められています。

こうした中、本町では「男性 18～29 歳」の幸福度が最も低くなっています。

それらを踏まえ、誰もが地域に関わり、本町のことを自分たちで決めていくことのできるような体制づくりと、特に配慮が必要な人への支援等を通じて、誰もが安心して日々の生活を暮らすことのできる地域とまちを目指します。



出典:久万高原町「男女共同参画推進計画」の策定に関するアンケート 2020(令和2)年

## KPI(重要業績評価指標)

評価項目	現状	目標	確認時期
幸福度 (2020(令和2)年)	女性 7.0 点 男性 6.5 点	増加	2025 年
防災会議の委員に占める女性の割合 (2020(令和2)年)	4%	増加	各年

## 施策の方向

### 1 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるため行政や関係機関が連携し、より多くの住民が暮らしやすくなるよう努めます。また、地域活動への女性をはじめ、全ての住民の参画を進め、官民協働によるまちづくりに取り組みます。

施策	内容	担当課
地域活動における女性の参画拡大と地域団体等の連携の推進	P T A や自治会・地域運営協議会、自主防災組織等の地域活動の意思決定の場において、性別や年齢等により役割を固定化することのないよう女性や若者を含め、全ての住民の積極的な参画を推進します。また、これら様々な地域団体と行政、企業、N P O、大学等とのネットワークの構築・連携により、官民協働によるまちづくりに取り組みます。	総務課 まちづくり営業課 教育委員会
地域福祉活動の活性化	久万高原町地域福祉計画に基づき、身近な地域において、安心していつまでも住み続けることができるよう、各種団体が課題を共有し、連携するとともに、地域住民が自発的・主体的に地域活動に参画できるよう仕組みづくりに取り組みます。	保健福祉課
誰もが安心できる防災・災害時対応の推進	災害に備え、女性・高齢者・障がいのある人・外国人といった人たちに配慮した様々な意見を取入れ、誰もが安心できる防災・災害時対応を検討・推進します。	総務課
安全・安心な地域づくり	犯罪や事故、消費者被害等を未然に防ぐため、関係機関と連携し、地域の安全を守る防犯活動を推進します。	総務課 住民課 教育委員会
安全・安心なまちづくり	女性・高齢者・障がいのある人・外国人といった人たちに配慮したユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりに努めます。	建設課

## 2 社会的弱者への支援

社会的に弱い立場にある人が安定して生活できるよう、地域で相談できるネットワークを構築し、セーフティネットとすることで、彼らが追い込まれることのないように適切な支援体制を運用します。

施策	内容	担当課
生活困窮者への支援の充実	久万高原町地域福祉計画に基づき、何らかの要因で生活に困窮している人達に対して、地域福祉によるセーフティネットを構築し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる体制・環境づくりを推進します。	保健福祉課
高齢者や障がいのある人への相談支援の充実	地域包括支援センターや障害者相談支援センターにおいて、アウトリーチと伴走型支援を基本に、誰一人取り残さない支援や、適切なサービスや事業へつなげられるよう支援を行います。また、必要に応じ各相談機関が連携し、家庭全体への相談支援の充実を図ります。	保健福祉課
ひとり親家庭への支援の検討	家庭の環境や経済的な状況によらず、全ての子どもが等しく成長できるよう、ひとり親家庭の生活の安定のための支援について検討します。	保健福祉課